

平成 27 年度 三州瓦設計補助金交付要綱
－愛知県陶器瓦工業組合－

1. 目的

本制度は、三州瓦の産地である愛知県及びその近県において三州瓦が使用される建築物を増やすために、公益社団法人愛知県建築士事務所協会と連携し、協会の会員事務所で設計する建物の屋根に三州瓦が使用されることを目的とする。

三州瓦とは愛知県陶器瓦工業組合の組合員である瓦メーカーの生産する陶器瓦、いぶし瓦、素焼瓦とする。

2. 対象物件

三州瓦を使用した公益社団法人愛知県建築士事務所協会の会員事務所の設計する建物で屋根面積（三州瓦使用面積）が70㎡以上のものとする。

なお、設計図面に瓦屋根の施工は「ガイドライン工法による施工」と指定して、必ず明記すること。

また、必ず本年度中に瓦屋根の施工が完了し、設計建物屋根工事完了報告書及び完成写真（様式2）の提出が可能な建物とする。

3. 支援対象者

本制度における支援対象は、三州瓦を使用した建物を設計した事務所とする。

なお、事務所は公益社団法人愛知県建築士事務所協会の会員事務所に限る。

また、申請は1事務所までとする。

4. 交付申請

本制度の設計補助金交付を希望する者は、設計する建物の確認申請が済んだ段階で、着工前に所定の申請書（様式1）並びに添付書類を愛知県陶器瓦工業組合に提出しなければならない。

その後、屋根工事完了後に設計建物屋根施工完了報告書及び完成写真（様式2）を愛知県陶器瓦工業組合に提出しなければならない。

5. 補助金の交付

愛知県陶器瓦工業組合は補助金の交付申請があった場合、受付け審査を行い、その後、設計建物屋根施工完了報告書及び完成写真（様式2）の提出を受け、内容が適正と認められる場合について交付を決定し、補助金を交付する。

ただし、予算に限りがあるため申し込み順に交付を決定し、予算額の上限に達した時点で交付を終了する。

6. 補助金の額

本制度による補助金の額は1棟につき5万円とする。

ただし総額において年度内予算額の範囲内で交付するものとする。

7. 交付決定の取消

補助金の交付をした後、申請内容が虚偽であることが判明した場合には、愛知県陶器瓦工業組合は交付決定の取消をし、交付した補助金の返還をさせることができる。

また、本年度中に屋根工事が完了せず設計建物屋根施工完了報告書及び完成写真〈様式2〉の提出ができない場合は、交付決定を取り消すものとする。

8. 制度の適用

本制度は平成27年4月1日以降に確認申請の済んだ建物から適用する。